

これから技能講習を受講し、修了証の交付を受けようと考えている方へ

労働安全衛生法の技能講習という資格は、都道府県労働局長により登録された教習機関において法令で定められた時間以上受講し、修了試験に合格しないと有効な技能講習修了証の交付を受けることができません。

神奈川県内で受講される場合は、神奈川県労働局のホームページに掲載されている[「技能講習実施機関一覧表」](#)でご確認いただき、掲載されていない場合には神奈川県労働局安全課(労働衛生に関するものは健康課)又は労働基準監督署あて電話にてご確認くださいませすようお願いいたします。

なお、講習受講後の修了試験に合格された場合に交付される資格証には必ず「技能講習修了証」の文字が記載されていますので、併せてご確認ください。「証」の文字が「書」になっている、あるいは、「修」の文字が「終」になっているなど疑問な点がありましたら、神奈川県労働局安全課 045-211-7352(労働衛生に関するものは健康課 045-211-7353)までご連絡いただきますようお願いいたします。

必ずどこかに「技能講習修了証」の文字が記載されていますのでご確認ください。

統一技能講習修了証の様式例

(表面)

労働安全衛生法による技能講習修了証			
氏名		写真	
生年月日			
住所			
年月日交付	〇〇〇労働局長登録教習機関		
	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	印	
講習の種類	足場の組立て等作業主任者	第〇〇〇〇号	〇年〇月〇日講習修了
	フォークリフト運転	第〇〇〇〇号	〇年〇月〇日講習修了
	*****	第***号	*年*月*日講習修了
	*****	第***号	*年*月*日講習修了

技能講習実施機関一覧表にある教習機関かどうか確認してください。

事業主等の方で資格の確認を行おうと考えている方へ

労働安全衛生法の技能講習につきましては技能講習修了証が必ず発行されております。紛失された方は再発行された技能講習修了証又は技能講習修了証明書を所持しておりますので、必ず原本で確認していただきますようお願いいたします。また、技能講習の場合には都道府県労働局長により登録された教習機関しか技能講習修了証を発行できませんので、[技能講習実施機関一覧表](#)にて、ご確認くださいませすようお願いいたします。(掲載されていない場合には神奈川県労働局安全課(労働衛生に関するものは健康課)又は労働基準監督署あて電話にてご確認くださいませすようお願いいたします。)